

公共下水道供用開始のお知らせ

3月31日から、次の区域が、新たに公共下水道の使用可能区域になりました。

この区域にお住まいの方は、くみ取り便所は3年以内に水洗トイレに、台所・風呂等の生活排水は遅滞なく、公共下水道に接続して下さるようお願いいたします。(公共下水道に接続すると、浄化槽は必要なくなります)

なお、下水道への接続工事は必ず市指定の排水設備工事業者で行なってください。

- 両津処理区** 住吉の一部、下久知(野崎)の一部、羽吉(駒坂)の一部、馬場
- 相川処理区** 相川米屋町の一部、相川四十物町の一部、相川弥十郎町の一部、相川夕白町の一部、相川海士町の一部、相川下戸村の一部、相川下戸炭屋浜町の一部、相川下戸炭屋町の一部、相川鹿伏の一部
- 国府川処理区** 窪田の一部、八幡の一部、八幡新町の一部、千種(大和田)の一部、金井新保の一部、新穂長畝の一部、新穂井内の一部、新穂大野の一部、上新穂の一部、宮川の一部、栗野江の一部、長石の一部、真野大川の一部、真野の一部、名古屋の一部、吉岡の一部
- 羽茂処理区** 羽茂本郷の一部、羽茂大橋の一部、羽茂大石の一部
- 赤泊処理区** 南新保、菟場の一部

※上記の方々は受益者負担金・分担金の賦課区域となり、負担金・分担金を納めていただくこととなります。

排水設備助成金・利子補給制度・家庭用污水ポンプ補助制度について

①一戸あたり3万円の助成制度があります

現在使用中の、くみ取り便所・単独処理浄化槽・合併処理浄化槽のいずれでも公共ますに接続する工事(排水設備工事)を行ないますと、一戸あたり3万円を助成する制度があります。なお、次の融資あっせんおよび利子補給制度がありますが、これとの併用はできません。

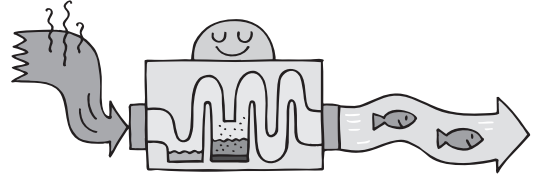
②融資あっせんおよび利子補給制度があります

排水設備工事を行なう方で、融資あっせんおよび利子補給の申請をし、融資あっせんの決定を受けた方は、排水設備工事のための借入金の利子相当分を市が補給する制度があります。(結果的には無利子融資と同様となります)

③自家用污水ポンプ設備等設置補助制度があります

※①～③の詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ 市役所 下水道課 ☎55-3115



地方の元気づくりを応援します! (公募のお知らせ)

地方の元気再生事業のご案内

国は、持続可能な地方再生の取組みを進めるため、地域住民や団体が新たな発想で起こす取組みを、立ち上がり段階から支援する制度(「地方の元気再生事業」)を創設します。

事業概要 市では、国があらかじめ支援メニューを定めず、地域の自由な発想で起こす取組みをそのまま受け止め、構想段階から国が直接支援できる(地域産業振興・農業産業振興・生活交通の確保など)この制度に基づいて、提案を公募します。

※対象となる事業は・・・地域の实情に最も精通した住民の方々やNPO、企業等が中心となり地域の資源や知恵を生かして、経済的・社会的自立に向けて頑張る実現性の高い計画に対し、ソフト的な経費を100%国が負担します。

募集期間 4月15日(火)～4月30日(水)まで

応募要件

- ①地域活性化に取り組む法人(NPO等) ※地方公共団体の推薦が必要です
- ②地域公共団体を構成員に含む法人格なき協議会(契約主体となる構成員、協議会の規約(意思決定方法、会計管理方法等)、構成員間の役割分担等の決定が必要)

◆お問い合わせ・提出先

市役所 企画振興課
(特区・地域再生係)

☎63-4152 FAX63-5125

※「地方の元気再生事業」の展開例

- ・地域産業振興→企業セミナーの開催等による人材育成
- ・地元の資源を活かした観光振興→体験型観光の運営
- ・農林漁業振興→地場特産品の開発・販売支援
- ・大学と地域との連携→大学と地場産業・生産農家等が連携した人材養成・起業支援
- ・高齢者に対する福祉・介護サービス→高齢者のための移動手段・サービスの提供
- ・まちづくり・都市機能向上→集客施設の運営・イベント開催等
- ・生活交通の確保→デマンドバス(乗客の需要に応じて運行する基本路線の外に迂回路線を設定し、運行するバス)の実行運行

